

墨田区無電柱化基本方針について

1 国や都の動向

国や都により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催を契機に無電柱化を一層推進するための法令が整備されるなど、無電柱化を取り巻く環境が急激に変化している。

無電柱化に関する法令整備

- ・「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年 12 月施行)
- ・「東京都無電柱化推進条例」(平成 29 年 9 月施行)

国や都の計画策定

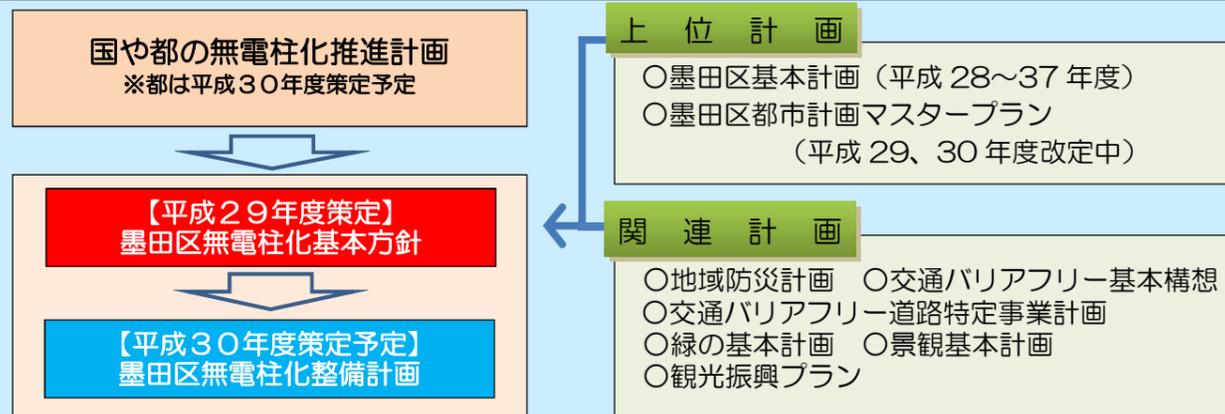
- ・国は無電柱化の推進に関する法律に基づき「無電柱化推進計画」を公表(平成 30 年 4 月)
 - (1) 計画期間：平成 30 年度～32 年度 (2) 目標延長：約 1,400 km (全国)
 - (3) 重点的に進める対象道路
 - ①防災：都市部の第一次緊急輸送道路 ②安全：バリアフリー化の必要な特定道路
 - ③景観：景観法景観地区等 ④オリパラ関連：セクター・コア・エリア内の幹線道路
- ・都は東京都無電柱化推進条例に基づき「東京都無電柱化計画」を策定(平成 30 年 3 月)
 - (1) 計画期間：平成 30 年度～39 年度 (2) 対象地域：都内全域
 - (3) 優先的に整備する道路
 - ①計画幅員で完成している都道
 - ②新設・拡幅整備を行う都道
 - ア 都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化
 - イ その他拡幅事業等に伴う無電柱化 ⇒ 既設都道で拡幅事業を行う際に原則実施
 - ウ 面的整備に伴う無電柱化 ⇒ 市街地再開発事業等で都道を整備する際に実施

電柱の占用禁止

- ・国は緊急輸送道路、都は都道の全てにおいて、新たな電柱の占用を禁止(道路法第 37 条)

2 墨田区の計画策定の位置づけ

「無電柱化の推進に関する法律」第 8 条第 2 項において、市区町村は、国及び都道府県の無電柱化推進計画を基本として、その市区町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない、と規定された。



3 無電柱化基本方針

本基本方針は、今後の区道における無電柱化の方向性を示すものである。

無電柱化の効果

- (1) 安全な交通空間の確保 (2) 快適な歩行空間の創出 (3) 都市景観の向上
- (4) 都市災害の防止 (5) 情報通信ネットワークの信頼性向上

上位計画や関連計画において、安全で快適な暮らしを支える基盤整備や都市景観の向上という無電柱化による効果が期待されていることから、無電柱化整備の方針は以下のとおりとする。

方針① 都市防災機能の強化

- ・地域特性を踏まえ、災害時の避難行動や救助活動に支障となる電柱等を除却し、都市防災機能の強化を図ることで、災害に強いまちを整備する。

方針② 安全で快適な歩行空間の確保

- ・来街者や高齢者、障害者等、誰もが安全で快適に移動できる空間を確保し、国道や都道も含めた無電柱化ネットワークを構築する。

方針③ 良好な都市景観の創出

- ・電柱や電線のない良好な都市景観を創出し、東京スカイツリー®や両国地区、下町情緒あふれる観光拠点などの観光回遊性向上を図る。



計画スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成37年度	平成38年度以降
基本方針	方針策定	基本方針 社会情勢等の変化に合わせ、適宜見直す		
整備計画		整備計画 策定	整備計画期間 (平成31年度～平成37年度)	次期整備計画

4 無電柱化推進の課題

無電柱化整備における課題は多く、歩道の無い路線や歩道幅員が狭い路線が多く存在する区道部では、国道や都道に比べて、無電柱化はあまり進んでいない。

課題① 多額な事業費

電線共同溝方式は整備延長1kmあたり約5億円のコストを要し、道路管理者や電気・通信事業者の負担を大きくしている。

課題② 長期間に及び整備

一般的に道路延長400mの無電柱化を実施する場合、設計から道路復旧工事まで7年間かかり、近隣住民や交通に多大な影響がある。

課題③ 既存埋設物への影響

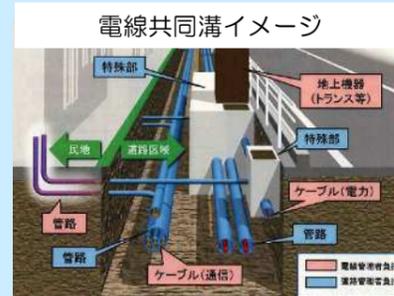
電線共同溝を整備する場合、既存埋設物の支障移設工事が必要となり、事業費や工事期間への影響が大きくなる。

課題④ 地上機器設置場所の確保

地上機器を設置するには、歩道幅員が2.5m以上必要であり、歩道が無い又は歩道幅員が狭い道路では、別途用地の確保が必要となる。

課題⑤ 関係者の合意形成

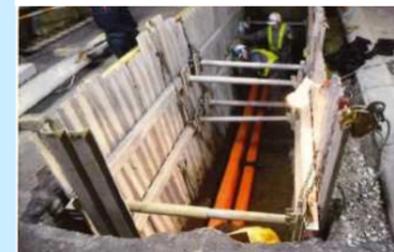
円滑な事業推進のためには、地元住民や電線管理者の協力が必要不可欠であり、情報の共有が重要である。



長期間に及び周辺への影響



既存埋設物を移設し施工



歩道上の設置例



工事説明会イメージ



5 課題解決に向けた取組み

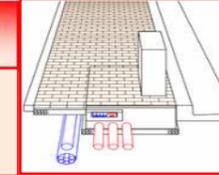
無電柱化における課題解決や着実な推進を図るため、以下の内容について総合的に取り組んでいく。

(1) 事業費の縮減や工事期間の短縮を図る取組み

① 低コスト手法の検討

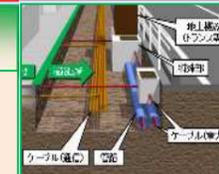
ア 浅層埋設方式

現行よりも浅い位置に管路を埋設



イ 直接埋設方式

ケーブルを地中に直接埋設



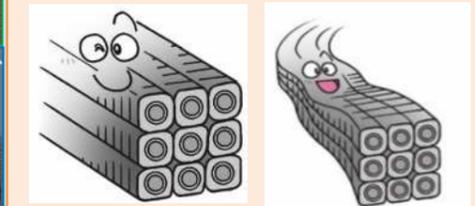
ウ 小型ボックス活用埋設方式

埋設したボックス内に電力と通信ケーブルを集約



② 新材料（管路材）の検討

- 従来よりも軽量で安価、また自在に曲げることが可能となり、支障移設工事の軽減が図れる。
- 管同士が密着し、掘削幅や深さを最小限にでき、コンパクトな配管となる。



③ 他事業と連携した整備

- まちづくり事業や道路事業等と一体的に施行し、効率的・効果的な無電柱化整備を図る。

(2) 地上機器の設置等の工夫

- 地上機器の設置箇所については、道路状況に応じ、支柱上に配置するソフト地中化方式の導入や民有地への設置を含めて検討する。また、景観等に配慮した工夫も検討する。



(3) 道路管理者以外の無電柱化整備への協力

- 無電柱化の推進に関する法律に基づき、電線管理者等が無電柱化整備を行う場合、積極的に協議に応じるとともに、必要な協力を行う。



(4) 新たな電柱の占用禁止（道路法第37条の適用）

- 区道における道路法第37条に基づく占用制限の実施について検討する。

(5) (仮称) 無電柱化推進協議会の設置

- 無電柱化整備を行う路線において、事業への理解促進と協力体制構築のため、整備主体（区や事業者）、区民、関係機関で構成する（仮称）無電柱化推進協議会の設置を検討する。